

令和7年第1回横浜市斎場指定管理者選定評価委員会 議事録	
日 時	令和7年11月27日（木）14時00分～16時06分
開催場所	横浜市役所18階 なみき16会議室
出席者 (五十音順)	大杉委員、川端委員、小谷委員（委員長）、小林委員（委員長職務代理者）、三宅委員、矢部委員、事務局（4名）
欠席者	0名
開催形態	一部非公開（傍聴者2人）
議 題	<p>1 会議の公開等について</p> <p>2 横浜市東部斎場第1期指定管理者選定スケジュールについて</p> <p>3 公募要項、選定評価基準等について</p>
決定事項	<p>1 議事の公開等については、第1回は議事2以降、第2回は全てを非公開。</p> <p>2 選定スケジュールについては、【資料7】のとおり。</p> <p>3 公募要項、選定評価基準等については、【資料8～12】のとおり。</p>
議 事	<p>1 会議の開催等について【資料6】</p> <p>(事務局) 会議の公開等について、資料6に基づき説明。</p> <p>(小谷委員長) 会議は原則「公開」で、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合には、委員会で公開、非公開を決める。第1回委員会は公表前である公募要項等についての議事があるので、議事2、横浜市東部斎場第1期指定管理者選定スケジュール以降については「非公開」で行いたい。また、議事録は公開とされており、公募要項等は今後公表されるので、委員会自体の透明性は十分確保できる。</p> <p>次回の委員会については具体的な審議となるので、冒頭から全て「非公開」で行いたい。議事録は公開されており、委員会自体の透明性は十分確保できると考えるので、次回の委員会は全て「非公開」とすることが適当と考えるが、いかがか。</p> <p>(各委員) 異議なし。</p> <p>2 横浜市東部斎場第1期指定管理者選定スケジュールについて【資料7】</p> <p>(事務局) 横浜市東部斎場第1期指定管理者選定スケジュールについて、資料7に基づき説明。</p> <p>(小谷委員長) 今後のスケジュールは、案のとおり決定ということですか。</p> <p>(各委員) 異議なし。</p> <p>(3) 公募要項、選定評価基準等について【資料8～12】</p> <p>(事務局) 公募要項、選定評価基準等について、資料8～12に基づき説明。</p> <p>(小谷委員長) 公募要項の内容や評価基準について、質問、意見、今日協議すべきことがあつたら、委員の皆さんから意見をいただきたい。</p> <p>(大杉委員) 今回火葬炉は16基ということだが、一度に稼働ができる炉は何炉か。</p> <p>(事務局) 16炉を同じ時間帯に一斉に動かすということではなくて、時間をずらしながら8基、8基みたいな感じで運用する。なお、繁忙期の1月は16炉全部をフルで使うことになると思うが、1炉は予備炉として最初は運転をしないで、混み合ってきたときに開放する。</p> <p>(矢部委員) 1ページの指定期間は、今は供用開始のタイミングが見えないから開始日からと</p>

いう書きぶりになっているが、供用開始が後ろ倒しになって4年半になってしまうということが起こったときに、事業年度1期目は赤字になる可能性もある。事業者の目線で言うと、契約上5年を約束してくれる募集なのか、5年未満になってしまう募集なのかは重要で、変動幅を想定した準備が必要ではないか。

(事務局) 今3月中という言い方をしているので、仮に4月以降にずれるということになると、横浜市としても市民に約束している期限が守れないということになってしまふし、早目の検討が必要になるので、事前に指定管理者と調整させてもらいたい。

(矢部委員) 6ページの指定管理料の上限額という項目に、賃金水準の変動への対応と物価変動等への対応とあるが、斎場のオペレーションのための賃金以外に、維持管理、修繕工事に関わる人工、建材、資材費用も同じように上がっていく可能性があるが、リスク分担表に「協議です」と書かれると、事業者は一旦そんな面倒臭いことをやりたくないと思うと思うが、この上限額はどこまで賃金水準変動への対応と物価変動等への対応に反映するのか。

(事務局) 最低賃金基準は毎年改定されていくので、新しいのが出たら横浜市全体で指定管理者に対する賃金スライドを必ず発動する形になっている。修繕費は1件100万円以上、年間で400万円という基準はあるが、それを超える場合には市との協議という形になっているので、早めに協議を始めたいと思っている。

(矢部委員) 年度ごとの上限金額という書きぶりで「上限」と書かれると、変えられないということになってしまふので、物価変動、人件費変動が想定以上に伸びた場合には、協議なのかそれとも込みなのかが明記されていないと事業者は不安になるので、曖昧な書き方はよくない。

(事務局) ここで書かれている上限額はあくまでも積算したときの金額で、ベースの金額みたいなイメージと思っている。

(矢部委員) 横浜市としてはこれより以上は出せませんということを示すわけで、上限と書いてあるのだから、ベースとなるとすぐ超えてしまう気がするから、物価上昇率を積み上げたときに最大限この範囲内で出してほしいというなら、その辺の意図が伝わりやすくなるように書きぶりをかえたほうがいい。

(事務局) 指定管理を所管している部署とそこら辺の書きぶりは相談してみたい。

(矢部委員) 9ページのリスク分担表で、指定管理者の分担と負担限度付指定管理者負担の間に「協議」と入っているが、普通、「協議」が一番右ではないか。上限負担が付いているものと全部指定管理者がやるものというくくりがあって、どっちにも当てはまらないものを「協議」とするのではないか。

11ページの自己評価の実施と第三者評価の実施で、毎月のレポートティングの中に自己評価を入れて、こういう結果を導き出すためにこういう手を打ちました、結果はこうでしたということを求めれば十分なので、項目として自己評価はあってもいいが、どっちに重きを置く考え方にするかは明確にしたほうがいい。自己評価といって、私頑張りましたみたいなことをいくらレポートされても意味がないので、それよりも第三者評価というか、外部監査的なことを一生懸命やるということを資料の中で強くいっておけば、帳簿もちゃんとつけるだろうし、曖昧なことはしないのではないか。

(事務局) 横浜市の指定管理制度の中で自己評価の実施が設けられているが、そこら辺はもう一回指定管理制度の所管部署と意見交換をさせてもらいたい。今、年1回以上と書かれてい

るが、横浜市としてそこら辺の考え方の重要性をどこまで感じているのか、我々ももう一回勉強させていただきたい。

(大杉委員) 今の質問に関連して、6ページのウと7ページのエのところで、「令和9年度及び次年度の指定管理料に反映していきます」とあるが、賃金水準スライドと物価変動スライドは2年ごとに見直しをされるということか。それとも毎年やるのか。

(事務局) 毎年やる。

(大杉委員) 「次年度」の指定管理料に反映というのはどういうことか。

(事務局) 令和9年3月に供用開始ということで、年度の終わりになってしまふので、この時点では反映に間に合わないということ。

(大杉委員) 小破修繕1回100万円は、どこかで決まっているのか。個人的感覚として、小破修繕100万円というのは結構高いという印象を持ったが。

(事務局) 本市の指定管理の中で小破修繕は1件100万円となっているので、それに合わせた形にしている。

(大杉委員) 開場時間が9時～5時となっているが、火葬の時間を考えて最終枠は3時という理解で合っているか。例えば条例を改正して1時間延ばすとか5時枠をつくるということは可能なのか。

(事務局) 火葬が終わって会葬者が斎場を去るところまでを一連の流れとして、午後5時までに終わってくださいという形になっているので、東部だけ午後6時までとする予定はない。既存の斎場で、待合室を使わない火葬や時間のかからない火葬なら、指定管理者の裁量で、3時半からの枠を設けたり、火葬の開始時間を後ろにずらして一日の火葬枠を増やしたりした例もある。

(大杉委員) 18ページ、19ページの評価基準項目の細目は今回は示されないのか。前回はこの場で細目も議論をした記憶があるが、これだけだと点数を付けるのが難しいと思う。

(事務局) 久保山の例などを確認して、追って連絡したい。

(大杉委員) 財務状況のところは公認会計士の私だけが点数を持って評価するのが一般的かと思うが、表を見る上で、財務状況のところで私が何点責任を持たなければいけないか気になるので、私が持っている点数は何点か出していただきたい。

また収支計画のところは10点配分で、こちらは基本的には計算式で決まってくると思うのだが、この計算式も今回示されていない。前回も示されなかつたのか確認したい。

1番の(1)は理念と財務状況の2つで5点という配分になっているが、財務状況は全然だめだが、理念がものすごくよかつたら、5点付けていいのか。その辺は皆さんの中でも基準が分かれてしまうと思う。

(矢部委員) 点数配分が全部5点ではあまりにも均等割りになりすぎていて、点数を付けたときに差が出ないのではないか。点数配分のバランスが、とりあえず割り付けておけという感じにしか見えないので、一番やってほしいことは何か、頑張ってほしいところをちゃんと表明したほうが、応募する事業者もここを頑張ろうとなるので、何点にしなさいということはうまく言えないが、頑張ってほしいところにウエートをおいためりはりのきいた発注をしたほうがいいのではないか。

例えば、「応募理由」は5点いらない。事業がしたくていいことを書いてくるから、ここは差がつかない。管理経費は、「収支計画」が10点で「施設の課題等に応じた費用配分」が

5点になっているが、これは逆ではないか。計画は誰でもエクセルで作れるので、そんなに変わらないが、何か問題があったときに臨機応変に意思決定ができる組織体になっているか、課題に応じた費用配分ができるかどうかのほうが民間企業としては重要だと思うので、こっちにウエートがないのは違和感がある。3の施設の運営が指定管理者を選定する上で一番大きいところなので、ここにもうちょっと10点の項目があつてもいいのではないか。

(事務局) 承知した。

(小谷委員長) 6番の加点項目の(1)の「火葬炉運転業務の管理炉数規模」というのは、自分のところが管理している火葬場の炉の数を全部足すのか、それとも十何基ある火葬場を1か所でも管理していると加点されるのか。

(事務局) 1か所でもいいので、炉数の多いところをやっているかどうかを見たい。2炉、3炉のところを全国で10か所やっていますと言われるよりは、16炉、ないし10炉とか20炉のところをやっていますと言われたほうが安心できる。

(矢部委員) これではよく分からないので、ストレートに、大規模施設の経営に関与した経験があるかどうか、としたほうが分かりやすい。

(小林委員) 前回の久保山斎場のときに、1斎場が2炉、3炉のところと、10炉、15炉のところでは緊急対応が違うということで今回こういうふうに変更されたのであれば、その辺がわかる形での評価が大事だと思う。

(事務局) もうちょっとストレートにして分かりやすくする。

(小林委員) 久保山斎場で指定管理を実際やってみて、何が期待以上で、何がいまいちで、結果はどうだったかを聞かせてもらえると、評価するときに評価しやすい。指定管理にかわって評判はどうか。

(事務局) 久保山斎場の運営担当から、火葬の件数がかなり伸びているという話は来ている。

横浜市の喫緊の課題は、火葬待ちが全国屈指の長さになっていることなので、火葬の件数を伸ばしていただいているのはかなり大きい。お客様へのサービスの面でも、今までの市営斎場ではやってこなかったこともやり始めていると聞いている。横浜市としても、久保山斎場を指定管理に移行してどうだったかは、1年間の運営が終ったぐらいのところで内部的に一回ちゃんと評価したい。

(矢部委員) 公募要項の配布は12月上旬だから、もう間に合わない。

(三宅委員) それを何とか基準等に反映してもらうように、期間の短縮で統計をとってしまうというのは難しいのか。

(事務局) 検討させていただきたい。

(小谷委員長) 4ページの(エ)のCの「面会の対応」で、保冷庫に入れてある棺を出してお別れ室で面会できるようにするというのは、こんなことを全国でやっている火葬場はないので、すごいことだと思うが、民間の葬儀屋の事業を圧迫することになりはしないか。公営火葬場でも靈安室があるところは結構あるが、東部斎場では面会の対応は葬儀屋がするのか。

(事務局) 灵安室に関しては、東部斎場をつくるとなった段階で、横浜市の葬儀会社の3団体と意見交換をする中で靈安室の設置という意見があつたので、それを踏まえてつくったが、面会対応に葬儀社の職員が一人つきっきりになるのは負担が大きいので、斎場側でやってくれないかという話があつたので、まずはそういう形でやってみたい。

(小谷委員長) 灵安室は1日3,000円だが、3,000円しかもらわず、ご遺体を出したり入れたり

を無料ですることになるのか。

(事務局) 1泊2日になると6,000円になるが、1泊2日6,000円の中で、例えばアルバイトみたいな形で、人件費として一人見繕ってやってもらう。

(小谷委員長) 葬儀屋も直葬は儲からないのでやりたくないはずだが、ここを火葬場がやってくれるとなるとうれしいと思うと思うが、1泊2日で6,000円にしても、出したり入れたりが無料でついているというのはめちゃくちゃ安いと思うが。

(小林委員) これは直葬用ということか。

(事務局) ここで火葬をやる方であれば使える。葬祭ホールもあるので、ここに入れて、葬祭ホールで葬儀をして、火葬するという方でも構わないし、直葬の方も多分使われるだろう。

(小林委員) 火葬までの間靈安室にご遺体を預かるのか、それとも直葬の場合に預かるのか、いろんなパターンがあると思うが、どういうイメージでここを運用していくのか。靈安室が3,000円だと、通夜・告別式までとりあえず靈安室に置いておいてというケースも考えられるが、ここの靈安室だけで対応できるのか。何かルールを決めないと、火葬であれば誰でも靈安室を使えるということになると早い者勝ちとなって、後々トラブルのもとになってしまうのではないか。

(事務局) 東部斎場で火葬の予約を入れていただいた方のみがこの靈安室の予約もできる、という形にしたい。直葬の場合も通常は間に葬祭業者が入ると思うので、葬祭業者が東部斎場の予約をとるときに靈安室の予約も取っていただければ、空いていればその日から入れるが、ご遺体を靈安室に入れておいて、葬儀はご遺体を移動して民間のホールでやって、またこっちに戻すということは認めないようにする。

(小林委員) 灵安室はご遺体をいくつ預かれるのか。

(事務局) 10体分。何体入れるかを検討するときに、他都市や川崎市の事例をいろいろ見て決めたが、ご遺体の保管の設備が民間では足らないので、足らない分を行政で引き受けるという考えではなくて、利用する方はここも使って選択肢が増えるという考え。

(小谷委員長) 今葬儀屋が遺族に請求するドライアイス代は1日1万円なので、3,000円は破格の値段で、結果的に東部斎場の靈安室に入ってくるのは、1万円のドライアイス代も取れないような直葬の方だと思う。

(小林委員) 直葬の方は身内がいないケースが結構あって、今まではどうしようもなかったので、直葬に限ったほうが分かりやすいというか、葬祭業者の冷蔵庫を使ってもいいし、斎場の靈安室でもいいみたいな話よりは、明確に線を引いたほうが分かりやすい気がする。

(矢部委員) この運営を代行してくれるパートナーを募集しているので、市民にとっていいサービスかどうかは、事業者がそのサービスを提供するかどうかにかかっている。この冷蔵庫はどういう使い方をしてもいいですという条件を出されると、事業者は困ると思う。こういう使い方をすることを想定して冷蔵庫をついているということをちゃんと条件として渡さないと、この施設を管理運営する指定管理事業者がサービス構築できないと思う。

(事務局) そうすると、東部斎場で火葬の予約をした方限定で、一旦ここに入れたらほかに遺体を出すことはできない、葬儀だけほかでやることはできない、基本的に東部斎場で全部終わる方だけとちゃんと書いたほうがいいということか。

(矢部委員) 今日は事業者に代わっていいサービスを構築しようというミーティングではなくて、どういう条件を提示したらやる気がある事業者が出てくるかということを考えるミーテ

イングだから、事業者に（施設を設置した意図についての）判断を委ねるような項目の書き方は極力避けたほうがいい。大事なことは指定管理の選定の評価だから、パブリックサービスの品質を上げるという議論はこのミーティングの主題ではなく、事業者のやる気を引き出すにはどうすれば良いかの議論をすべきだと思う。

（事務局）承知した。

（矢部委員）東部斎場は不特定多数の人が一遍に訪れる想定した設備設計になっていて、この場所のロケーション的な特徴を考えると、一時避難所に指定されると思うので、3の(5)の「市の重要施策」にレジリエンスに関する配慮を入れておいたほうがいいのではないか。

（三宅委員）指定期間のところに、今は何が起きるか分からないので、無用なトラブルを避けるため、大幅にずれ込む可能性を想定して下に工事の状況に応じて5年間が確保されない可能性があるということは明記しておいたほうがいい。協定書のほうは14年3月31日までとなっていて、ここにだけ指定期間が5年と明記されているので、この5年がひとり歩きして例外がないととられてしまうとよくない。

（小谷委員長）「約5年間」をとるよりはただし書きをつけたほうがいい。

（三宅委員）どちらでもいいと思う。2回目の指定からは、建物自体はあるので大幅にずれないと考えると基本的には5年間だが、今回に限って建築状況に応じてずれ込む可能性があるから、そこはお任せする。

（矢部委員）そこは解釈の問題だが、5年と書いて、短くなる可能性があるというほうがすっきりする気がする。

（川端委員）災害時の避難所も兼ねていると聞いて、「なるほど」と思ったが、あそこは津波の被害が想定される場所で、電車が止まつたら、電車が動くまで間一時帰宅困難者を1日ないし2日収容せざるを得ない事態が起きることは当然考えられる。東日本大震災のときは生麦小学校が避難場所だったので、小学校の体育館にたくさん帰宅困難者を受け入れたが、こういう形で分散できるといいし、津波警報が出たら、建物の2階まで行けば大丈夫だと思う。

（事務局）このエリアは津波・高潮1mから1.5mというエリアになっていることを加味して、火葬炉、設備・機械類、予備の発電機も2階以上、屋上にしているので、1階が水没しても当日の火葬はできるようにしている。このエリアは建築の規制で斎場は周りの工場、倉庫と同じ高さになっているが、津波は水平避難ではなくて垂直避難がいいとされており、下手に自分の建物からほかに逃げるよりは、自分のビルの一番上に逃げるというのがベースなので、周辺の人を斎場に受け入れるという機能は持たせてはおらず、斎場の中にいる人たちが上のほうに逃げて救助を待つという形にしている。ただ、念のため、たまたま周辺を歩いている人たちが斎場の屋上まで上がるような緊急避難的な階段は外に設けようと思っているが、一時避難所のようにここで積極的に受け入れるということまでは想定はしていない。

（川端委員）災害発生時の対応までは考えなくていいのではと思っていたが、それを聞いて安心した。

（矢部委員）お茶の提供などはもともと入っている福祉団体を使うということ自体をだめとは思わないが、指定管理者が自主事業の部分での指定管理料プラスアルファをどうやって獲得していくかという中で、仕事を出すところが既に決まっているということになると、参入し

ようというモチベーションはどうなるのだろうと思うが、念のための確認として、そこはそうせざるを得ないのか。

(事務局) 横浜市の政策で、市内の福祉団体にやっていただくことになっている。

(小谷委員長) まとめると、1ページの指定期間のところで、5年間を外すか注意書きをするか、6ページの上限のところは指定管理の担当部署に確認していただく、9ページの表は「分担」を一番右に持っていくのか。

(事務局) これは修正できると思うので、そこも関係部署に聞いた上で直していきたい。

(小谷委員長) 11ページの自己評価のところも考えていただきたい。文言については、委員長の私と事務局に一任いただくということでいいか。

(各委員) 異議なし。

(大杉委員) 評価基準書については、事務局と委員長に一任という形になるのか。それとも一回お示しいただけるのか。

(事務局) まずはこちらで一旦見直さないといけないので、その辺は委員長と相談させていただき、最終的に誤字、脱字を確認して修正させていただきたい。

(矢部委員) このことについてはプレゼンテーション資料のここを見ると分かるという目線合わせをやっておかないと、人によって過剰に評価したり過小に評価したり、ボラティリティが大きくなってしまうので、ここを見てという目線を別途準備していただいたほうがぶれがなくなる気がする。

(小谷委員長) 4月の面接の前にそういう時間を設けるのか。

(事務局) メールなどでのやりとりにはなってしまうが、改めて基準、目安を用意して皆さんに確認いただきたい。

(矢部委員) そういう感じでいいと思う。

(小谷委員長) 同点者が2名以上いた場合、出席した委員全員に改めて1名投票していただいて決めるが、投票の結果が同数となった場合は委員長の投票で決定するということで異議ないか。

(矢部委員) それには意見があって、全体として60点対60点の場合、片やコアなところで15点しかとれていなくても60点になっている人と、本当にやってほしい業務のところでちゃんと点をとっているけど、ほかがあまりよくなかったので60点という人というので、人為的な判断の手前で、一番コアなところで基準点を超えてるかどうかというもう一個のフィルターを入れたほうがいい。そうでないと、全体としてバランスよく出した人がいいパートナーでない可能性もあるので、その辺は検討していただければ。重要項目で評価基準点以上をとっていないところは、トータルで基準点を超えていても選ばないと明文化している自治体があるので、市役所として何を重視するか決めたほうがいい。

(小谷委員長) それは基準項目の配点で、重要なところの点数を上げていただくことで調整すれば。

(事務局) 市として何を一番重要と思っているか、この斎場をどういう斎場にしたいと思っているかが評点の中でちゃんと分かるようにするというのは、コアの部分の点数が高いところを一番重要視するということになると思う。

(小林委員) あらかじめ基準を設けてやるとガチガチになってしまふかもしれない、その辺は各委員に共通認識していただきながら、委員長が、これが一番大事だと思われる所以、

そこを評価します、というような形で、なぜ選んだかを議事録に書ける形にしておけば公平性は保たれると思う。

(矢部委員) 最後に「一任」とだけしか書いていない議事録だと疑義が生じるので。

(川端委員) 1点差でそうでないところに決まるという可能性もあるから、合計点でどうこうでないほうがいいのではないか。

(小林委員) 合計点にしないと、公平性というか、評価点は大事であると思う。合計点が同点だった場合に合計点以外に何で決めたかがわかるようにすればよい。委員長が具体的にこのようなところで評価をしてここに決めますでいいのでは。

(大杉委員) 今回足切りはつくらないのか。

(事務局) 足切りは全体で6割。

(大杉委員) 全体で6割ではなくて、例えばどれか1個でも0点が付いたらだめというのはあるのか。

(事務局) 「財務状況の評価が著しく悪い場合は選定から除外する場合があります」という表記がある。

(大杉委員) 足切りはつけたほうがいい。今回は火葬需要への対応が重要なポイントだと思うが、ここは全然だめだけど、ほかがいい事業者が選ばれてしまったときには、市の思惑とだいぶ違う方向にいってしまうので、例えばここを足切り4点にするとか、一定程度の担保がとれた状態が望ましいのでは。

(小林委員) 足切りをするならば、明確にだめだという根拠がないと、何でだめなのかきつちりと答えられるような状況でないと、逆に委員が困ってしまうという気がするが、そこをどう考えるか。

(小谷委員長) 事務局でもそれを考えていただいて、どうするとなつた場合には、重要視する項目の点数が高かったところを委員長に一任という形で選ぶというやり方でいいか。

(各委員) 異議なし。

4 その他

(小谷委員長) 本日の議事は以上、ほかに委員から何かあれば。

(小林委員) 利用者、スタッフの東部斎場へのアクセスが気になっていて、バスの本数によってはかなりスタッフの負担が大きく、事業者のコストにもかかる部分があるが、担当課としてその辺の考えはあるのか。

(事務局) 交通局に事前に相談した中では、バスの増便やバス停を近くに設けるといったことは難しいと言われている。

(小林委員) 朝は何時から何時までか。

(事務局) 朝の通勤時間帯の7時台、8時台は、鶴見駅からの便と子安駅からの便と2つあって、通勤路線としては鶴見駅から大黒ふ頭に抜けていく便のほうが多いが、斎場の近くまでは来なくて、最寄りのバス停から歩いて10分、15分かかる。斎場の前の道路に止まるのは生麦—子安の循環路線で、朝と帰りの夕方の通勤時間帯は比較的便はあるが、日中は1時間に1本、2本と極端に少なくなってしまう。子安辺りからのタクシーが一番便利で、大きいタクシー乗り場があるのでそこから来るのが一番速いが、基本的にタクシーもしくは自家用車で来ていただくような場所と思っている。

	<p>(小林委員) 特に障害者のスタッフの帰りをどう確保するか。バスなどで帰れないとするとスタッフの負担が大きくなってしまわないか心配である。</p> <p>(小谷委員長) ほかになれば、事務局から連絡事項があれば。</p> <p>(事務局) 次回は来年の4月28日、14時から17時、場所は本庁舎で、選定評価委員会において応募団体によるプレゼンテーション及び質疑応答、指定管理者の選定を予定している。詳細は応募団体が決まった時点で改めて案内する。</p> <p>(小谷委員長) これで本日の議事を終了する。</p>
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1：令和7年度第1回横浜市斎場指定管理者選定評価委員会次第 ・資料2：横浜市東部斎場施設概要書 ・資料3：横浜市斎場条例及び横浜市斎場条例施行規則（関連部分抜粋） ・資料4：横浜市斎場の指定管理者の候補者の選定等に関する要綱 ・資料5：横浜市斎場指定管理者選定評価委員会運営要綱 ・資料6：会議の公開等について（案） ・資料7：横浜市東部斎場第1期指定管理者選定スケジュール（案） ・資料8：横浜市東部斎場指定管理者公募要項（案） ・資料9：横浜市東部斎場指定管理者業務仕様書（案） ・資料10：横浜市東部斎場の管理に関する仮協定書（案） ・資料11：横浜市東部斎場の管理運営に関する基本協定書（素案） ・資料12：横浜市東部斎場指定管理者公募関係書類一式 <p>別添1 平面図</p>

評価基準項目等の見直しについて

横浜市斎場指定管理者選定評価委員会（11月27日開催）でのご意見をもとに、評価基準項目等について以下のように修正します。

1. 横浜市として、指定管理者選定にあたり以下の点を重視します。

- ① およそ20年ぶりとなる新規斎場のため、開所当初から安定した運営ができるか。
- ② 本市にとって喫緊の課題である火葬需要への対応について具体的に対応できるか。
- ③ 指定管理施設移行の趣旨の一つである、利用者へのサービス向上が図れるか
- ④ 第1期ということもあり、周辺企業等、地元との関係性構築やその後の連携などについて具体的に考えているか。

2. 重視する項目を中心に配点を見直します。

配点をこれまで5点が原則でしたが、3点の配点を設けました。また、特に重視する項目として10点の配点項目をこれまでの2つから、7つに増やします。

＜10点とする項目＞

- ①財務状況 ②管理の体制 ③火葬需要への対応 ④⑤利用者サービス向上の取組
- ⑥施設の課題等に応じた費用配分 ⑦大規模斎場の管理運営実績

3. 評価項目を細分化しました。

例えば、1の（1）では団体の理念と財務状況が一つの項目にまとめられ、全体で5点の配点とされていますが、団体の理念と財務状況を別の項目とし、それぞれに配点をしました。以下、すべての項目について、審査の視点が複数設けられている場合はそれぞれを分け、配点しました。

4. 同点時の取扱いを以下の通り見直します。

- ① 10点配点の項目の合計点数の多い方を上位とします。
- ② ①も同点の場合は委員長の投票で決します。委員長は投票に際し判断の理由を述べ、議事に残すこととします。

5. 低得点による選定除外の取扱い

- ① これまでどおり最低基準点（満点160点×出席委員数の6割）を満たさない場合は選定除外とします。
- ② 最低基準を満たしている場合でも財務状況が最低基準点と同様の考え方（満点10点×出席委員数の6割）を満たしていない場合は除外します。